

9.3 緑

9.3.1 現況調査

(1) 調査事項及びその選択理由

調査事項及びその選択理由は、表 9.3-1 に示すとおりである。

表 9.3-1 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①緑の状況 ②生育環境 ③土地利用の状況 ④法令等による基準等 ⑤東京都等の計画等の状況	事業の実施に伴い植栽内容及び緑の量の変化が考えられることから、計画地及びその周辺について、左記の事項に係る調査が必要である。

(2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

(3) 調査方法

1) 緑の状況

調査は、既存資料調査及び現地調査による方法によった。

ア. 植生等の状況

調査は、「自然環境保全基礎調査 植生調査」（平成 11 年～ 環境省自然環境局生物多様性センター）の既存資料の整理によった。また、現地調査により、計画地及びその周辺の植栽樹種の状況等を確認した。調査は、平成 26 年 7 月 25 日に実施した。

イ. 緑の量の状況

調査は、現地踏査により植生の把握を行い、緑の面積は、高木・中木・低木層の緑被面積を整理した。緑の体積は、緑被面積に高木・中木・低木層の平均高を乗じて整理した。

2) 生育環境

ア. 地形等の状況

調査は、「地形図」（国土地理院）、「土地条件図」（平成 26 年 12 月 国土地理院）の既存資料の整理によった。

イ. 気象の状況

調査は、東京管区気象台の気象データの整理によった。

ウ. 地域社会とのつながり

調査は、当該地域の利用状況において、緑の有する機能とのかかわりの整理によった。

3) 土地利用の状況

調査は、「東京の土地利用 平成 23 年東京都区部」（平成 25 年 5 月 東京都都市整備局）等の既存資料の整理によった。

4) 法令等による基準等

調査は、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）等の法令等の整理によった。

5) 東京都等の計画等の状況

調査は、「緑施策の新展開」（平成 24 年 5 月 東京都）、「植栽時における在来種選定ガイドライン」（平成 26 年 5 月 東京都）等の計画等の整理によった。

(4) 調査結果

1) 緑の状況

ア. 植生等の状況

既存資料による計画地及びその周辺の現存植生の状況は、「9.1 生物の生育・生息基盤 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 5)植生の状況」(p. 29 参照)に示すとおりである。計画地及びその周辺の現存植生は、主に「川辺一年生草本群落」、「工場地帯」、「残存・植栽樹群をもった公園、墓地等」、「造成地」等となっている。

現地調査による計画地及びその周辺の現存植生の状況は、図 9.1-8 (p. 37 参照)に示すとおりである。計画地は、中央防波堤内側埋立地の海の森公園(仮称)内であり、植生の状況は、落葉広葉樹(エノキ、オオシマザクラ等)、常緑広葉樹(スダジイ、クスノキ、タブノキ、マテバシイ等)、常緑針葉樹(クロマツ)が植栽されている。また、計画地中央部には造成裸地のほか、エノコログサ-アキノエノコログサ群落、オオアレチノギク-ヒメムカシヨモギ群落等の草本群落が見られる。

イ. 緑の量の状況

計画地は、海の森公園(仮称)の一部であり、計画地の南側には植樹後 18 年が経過した樹高約 10m の植樹林、この周囲に植樹後 6～8 年が経過した樹高 3.5～5m の植樹林が存在している。また、計画地西側には、移植後 2～3 年の樹高 0.5～2m 程度の植栽林広がっている。

計画地における緑の面積は約 55,600m²である。また、計画地内の緑の体積は約 344,000m³である。

2) 生育環境

ア. 地形等の状況

地形の状況は、「9.1 生物の生育・生息基盤 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 2) 地形・地質の状況」(p. 28参照)に示したとおりである。

地盤等の状況は、「9.1 生物の生育・生息基盤 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 3) 地盤の状況」(p. 29参照)に示したとおりである。

計画地及びその周辺は、埋立てによる人工地盤の区域となっている。計画地の地盤面は、T.P. +2.5m～T.P. +34.5m 程度の台地状な地形である。

イ. 気象の状況

気象の状況は、「9.1 生物の生育・生息基盤 9.1.1 現況調査 (4)調査結果 6)気象の状況」(p. 38 参照)に示したとおりである。計画地周辺の東京管区気象台における年間降水量及び年平均気温の平年値(昭和 56 年～平成 22 年)は、1,528.8mm、15.4℃である。

ウ. 地域社会とのつながり

(ア) 計画地及びその周辺の歴史

計画地及びその周辺は、廃棄物の最終処分場を内陸に確保することが困難となったことを背景に、港湾における廃棄物の最終処分場として形成された埋立地及び埋立処分場である。中央防波堤内側埋立地は昭和 48 年～61 年にかけて埋め立てられ、中防合同庁舎、中防不燃ごみ処理センター等の廃棄物処分施設がある。中央防波堤外側埋立地は、昭和 52 年より埋立てが行われている。

廃棄物が一定の厚さに達したときや道路造成時、埋め立てが完了した時には覆土をしており、その土に植物が生育している。中央防波堤内側埋立地は、建設発生土を用いた地形

造成と、剪定枝葉による堆肥を混合した植栽基盤を整備して植栽を行っており、「海の森公園（仮称）」として工事が進められている。また、「海の森公園（仮称）」は海の森（仮称）構想（平成 17 年 2 月東京都港湾審議会答申）を踏まえ、スダジイ、タブノキ、エノキ等 24 万本の植樹を行ってきた。苗木は、都内小学校と連携してドングリから苗木を育てるほか、都民や企業からの募金等によって購入したものである。また、植樹した苗木の剪定や生育調査、除草・清掃、堆肥づくりのほか、植樹イベントの指導等をボランティア活動の協力によって進められている。

(イ) 注目される樹木等

計画地及びその周辺で注目される樹木等はなかった。

3) 土地利用の状況

土地利用の状況は、「9.1 生物の生育・生息基盤 9.1.1 現況調査 (4) 調査結果 7) 土地利用の状況」(p. 38 参照) に示したとおりである。

計画地及びその周辺の土地利用は、計画地西側に供給処理施設、官公庁施設、専用工場、倉庫・運輸関係施設が存在し、計画地は海の森公園（仮称）の一部となっている。

4) 法令等による基準等

都市緑地法等の緑に関する法令等については、表 9.3-2 に示すとおりである。

表 9.3-2 緑に関する法令等

法令・条例等	責務等
都市緑地法 (昭和 48 年法律第 72 号)	(目的) 第一条 この法律は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする。 (国及び地方公共団体の任務等) 第二条 国及び地方公共団体は、都市における緑地が住民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、都市における緑地の適正な保全と緑化の推進に関する措置を講じなければならない。 2 事業者は、その事業活動の実施に当たって、都市における緑地が適正に確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、国及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に協力しなければならない。
都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号)	(目的) 第一条 この法律は、都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。
東京における自然の保護と回復に関する条例 (平成 12 年東京都条例第 216 号)	(目的) 第一条 この条例は、他の法令と相まって、市街地等の緑化、自然地の保護と回復、野生動植物の保護等の施策を推進することにより、東京における自然の保護と回復を図り、もって広く都民が豊かな自然の恵みを享受し、快適な生活を営むことができる環境を確保することを目的とする。 (緑化計画書の届出等) 第十四条 千平方メートル以上の敷地(国及び地方公共団体が有する敷地にあつては、二百五十平方メートル以上とする。)において建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の新築、改築、増築その他の規則に定める行為を行おうとする者は、あらかじめ、規則に定める基準に基づき、緑化計画書(地上部及び建築物上の緑化についての計画書)を作成し、知事に届け出なければならない。ただし、第四十七条第一項及び第五項、第四十八条第一項並びに第四十九条第一項に定める行為については、この限りでない。

5) 東京都等の計画等の状況

緑に関する東京都の計画等については、表 9.3-3 に示すとおりである。

表 9.3-3 緑に関する計画等

関係計画等	目標・施策等
緑施策の新展開 (平成 24 年 5 月 東京都)	緑の「10 年後の東京」(平成 18 年)の折り返し地点を迎え、これまでに取り組んできた緑施策を踏まえ、同計画では、緑施策を強化し、発展させ、人と自然とが共生できる緑豊かな都市東京の実現に向け、東京都が取り組んでいる様々な施策の整理がなされたものである。
植栽時における在来種選定ガイドライン (平成 26 年 5 月 東京都)	東京都は、緑の「量」の確保に加え、生態系への配慮など緑の「質」を高める施策を進めており、その地域に自然に分布している植物(以下「在来種」という。)を増やすことで、在来の生きものの生息場所を拡大する取組を行っている。本ガイドラインは、都民や事業者が緑化をする際に参考となるものとして作成されている。

9.3.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は、以下に示すとおりとした。

- 1) 植栽内容（植栽基盤など）の変化の程度
- 2) 緑の量（緑被率や緑化面積など）の変化の程度

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、東京2020大会の実施に伴う建設工事等での改変や施設撤去後の現状回復等において、緑に変化が生じる又は生じていると思われる時点とし、大会開催前、大会開催中、大会開催後のそれぞれ代表的な時点又は期間のうち、大会開催前とした。

(3) 予測地域

予測地域は、計画地及びその周辺とした。

(4) 予測手法

予測手法は、東京2020大会の実施計画を基に、緑の変化の程度を把握して予測する方法によった。

(5) 予測結果

1) 植栽内容の変化の程度

計画地は海の森公園（仮称）の一部であり、落葉広葉樹（エノキ、オオシマザクラ等）、常緑広葉樹（スダジイ、クスノキ、タブノキ、マテバシイ等）、常緑針葉樹（クロマツ）が植栽されている。事業の実施により、植樹林や草地環境の一部が改変される。

事業の実施にあたっては、広場予定地を中心に芝コースを配置し、植樹エリアの改変が可能な限り少なくなる計画としている。また、計画地内に生育する約2万本の既存樹木（9割以上は幼苗・幼木）については、基本的に海の森公園（仮称）内へ移植する計画としている。計画地周辺に生育する草地環境は、事業による改変を生じない。

したがって、現況と同様の植栽内容が維持されると予測する。

2) 緑の量の変化の程度

計画地は海の森公園（仮称）の一部であり、落葉広葉樹（エノキ、オオシマザクラ等）、常緑広葉樹（スダジイ、クスノキ、タブノキ、マテバシイ等）、常緑針葉樹（クロマツ）が植栽され、現状の緑の面積は約65,500m²である。事業の実施により、植樹林や草地環境の一部が改変される。

事業の実施にあたっては、「7. 海の森クロスカントリーコースの計画の目的及び内容 7.2 内容 7.2.4 事業の基本計画 (7)移植計画」(p. 13 参照)に示したとおり、競技との兼ね合いから計画地内に樹木による緑化は行わないが、既存樹木については、基本的に海の森公園（仮称）内へ移植を行う計画としている。

したがって、現状の緑の面積は維持されると予測する。

9.3.3 ミティゲーション

(1) 予測に反映した措置

- ・ 広場予定地を中心に芝コースを配置し、植樹エリアの改変が可能な限り少なくなる計画としている。
- ・ 計画地内に生育する約2万本の既存樹木（9割以上は幼苗・幼木）については、基本的に海の森公園（仮称）内へ移植する計画としている。

(2) 予測に反映しなかった措置

- ・ 芝コース・ウォームアップエリアには在来種のノシバを張芝する計画としている。

9.3.4 評価

(1) 評価の指標

評価の指標は、事業による影響の低減とした。

(2) 評価の結果

事業の実施により、計画地内の植樹林と草地環境の一部が改変されるが、広場予定地を中心に芝コースを配置し、植樹エリアの改変が可能な限り少なくなる計画としている。また、計画地内に生育する既存樹木については、基本的に海の森公園（仮称）内へ移植する計画としている。

事業の実施に当たっては、計画地内に新たな樹木による緑化は行わないが、芝コース・ウォームアップエリアには在来種のノシバを張芝する計画としている。

以上のことから、計画地における植樹林は維持され、ノシバによる新たな緑地空間の創出により、評価の指標は満足するものとする。